# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	自立支援医療関係事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、自立支援医療関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

山形県新庄市長

### 公表日

令和5年1月31日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務						
①事務の名称	自立支援医療関係事務						
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に則り 受給者の管理、負担上限額の判定、住民への通知、レセプト入力、自立支援医療の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②自己負担額上限の設定に必要な各種情報の照会 ③転入前の自立支援医療情報照会						
③システムの名称	自立支援医療管理システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア						
2. 特定個人情報ファイル名	2. 特定個人情報ファイル名						
自立支援医療受給者台帳ファイル 自立支援医療費情報ファイル 宛名情報ファイル							

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別 表第一も第84項並びに内閣府・総務省令第60条

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び [情報提供の根拠] 別表第二の第16,22,26,56の2,87,109,116項並びに内閣府・総務省令第12条、第19条、第30条、第44条 [情報照会の根拠] 別表第二の第22,108,109,110の項並びに内閣府・総務省令第55条

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	新庄市 成人福祉課
②所属長の役職名	成人福祉課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989 請求先

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

	新庄市市民課
連絡先	〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号
	電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人未満(任意実施) ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年1月6日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かい いつ時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和5年1月6日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎	項目評価	書 ]		2) 基礎工	<b>頁目評価書</b>	重点項目評価書 全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評				
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分7	力を入れている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	2) 十分で	力を入れている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分7	力を入れている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分7	力を入れている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム		[	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分7	力を入れている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(	入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分 <sup>7</sup> 3) 課題 <i>f</i>	力を入れている である <u>が残されている</u>		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	く選択服 1) 特に 2) 十分で 3) 課題が	支> 力を入れている である が残されている		
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	2) 十分で	力を入れている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監	查	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	2) 十分に	支> 力を入れて行っ <sup>っ</sup> こ行っている こ行っていない	ている	

#### 変更箇所

<b>发</b> 更固定	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月4日	I 関連情報 5	成人福祉課長 佐藤信行	成人福祉課長 加藤美喜子	事後	人事異動による変更
平成29年7月4日	II しきい値判断 1と2	平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 5	成人福祉課長 加藤美喜子	成人福祉課長 青山左絵子	事後	人事異動による変更
平成30年6月22日	Ⅱ しきい値判断 1と2	平成29年5月31日	平成30年5月31日	事後	
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 1.対 象人数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	Ⅳリスク対策	-	1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 [基礎項目評価書] 2~7 [十分である] 8.監査 [自己監査] 9.従業員に対する教育・啓発 [十分に行っている]	事後	
令和2年8月20日	IIしきい値判断項目 1.対 象人数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年8月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数	令和2年8月20日	令和4年3月25日	事後	
令和4年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数	令和2年8月20日	令和4年3月25日	事後	
令和5年1月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	令和4年3月25日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数	令和4年3月25日	令和5年1月6日	事後	